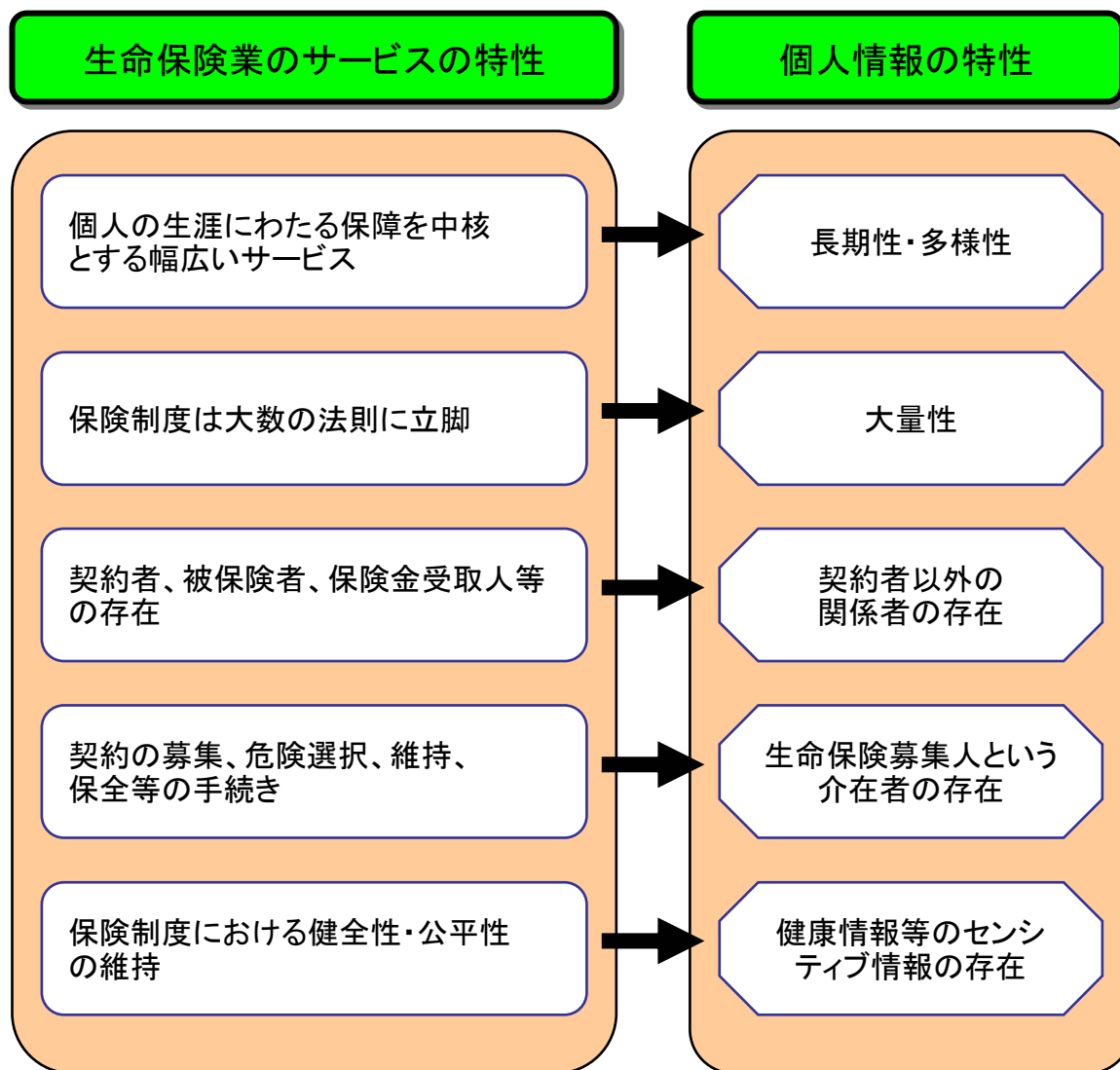


生命保険業における個人情報保護に関する 自主ルールの概要について

2004年12月7日

社団法人生命保険協会

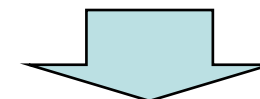
1. 生命保険業の個人情報の特性



■ 生命保険会社は、引受責任を果たすために、事業運営の健全性を確保することが重要

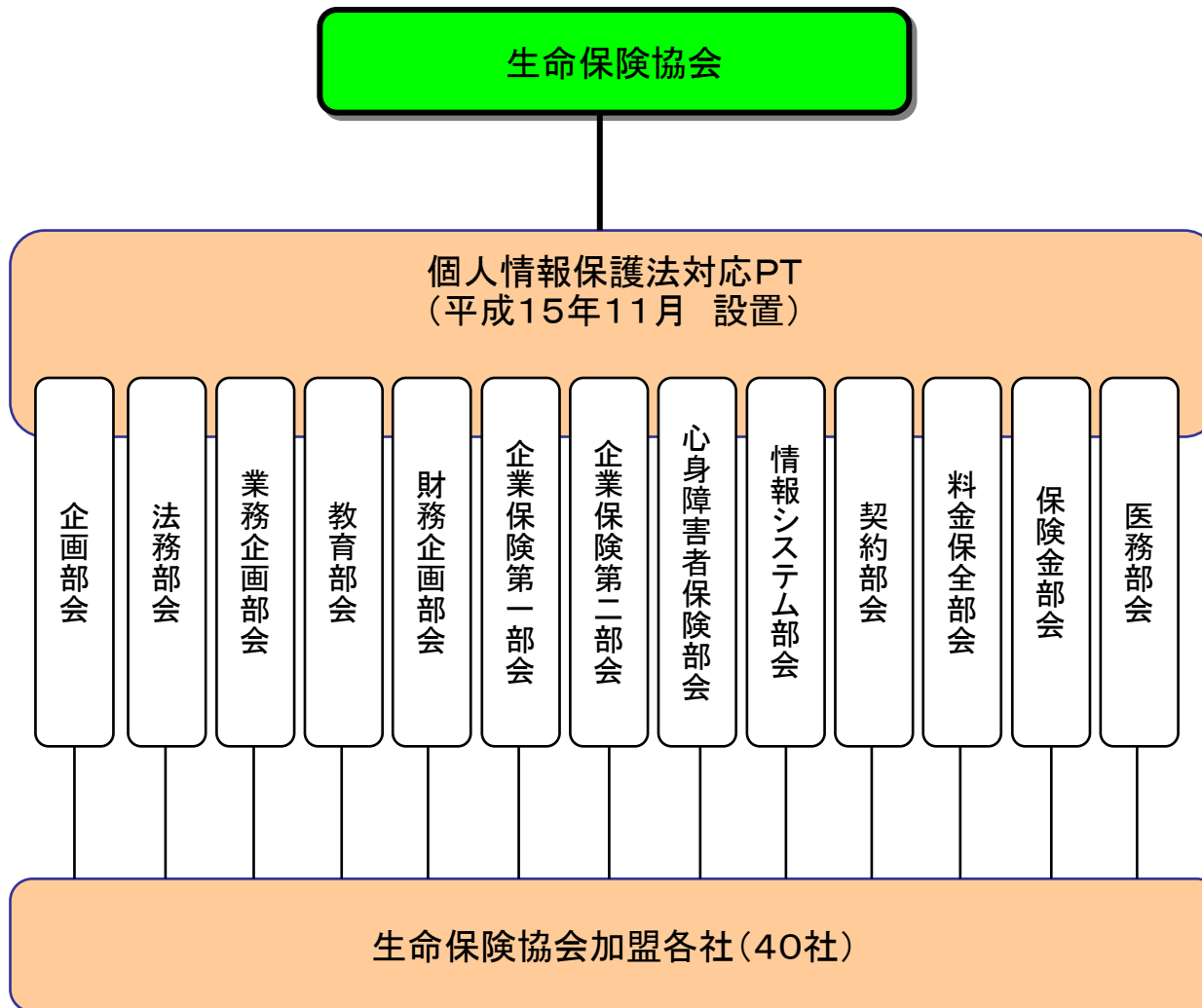
- 適正な引受査定
- 適正な契約管理
- 適正な支払査定

を実施するため、健康情報等のセンシティブ情報を、長期にわたり大量に処理



■ 生命保険業における特徴を踏まえた具体的な取扱指針(生保指針)を自主的に定め、従来より個人情報保護に特に留意した取組みを実施

2. 生命保険協会の検討体制



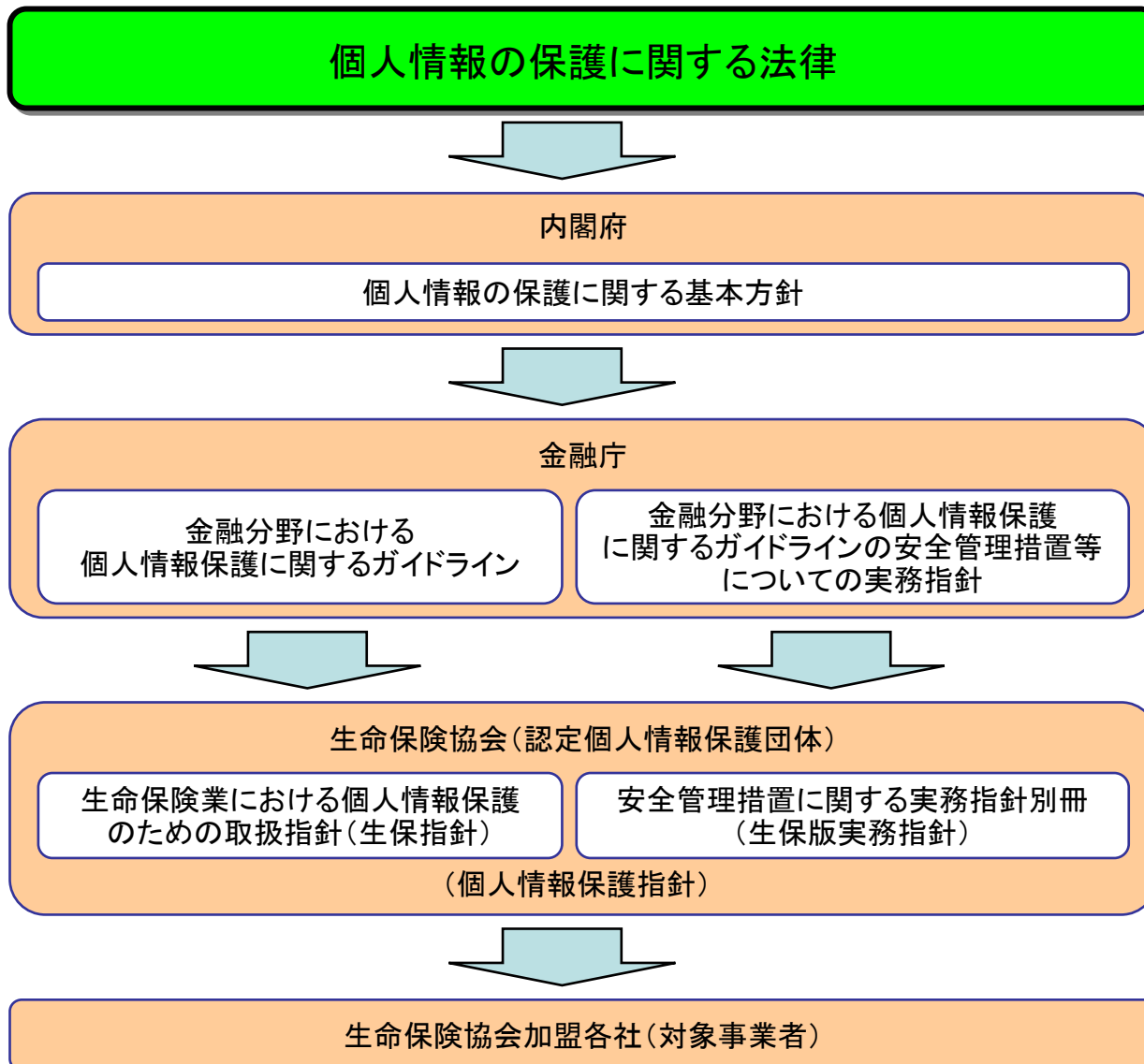
■ 個人情報の保護に関する法律の制定を受け、生命保険協会内の関係部会を横断する組織として個人情報保護法対応PTを設置し、生保指針の改定や実務対応等を検討

○個人情報保護法に対応した生保指針の改定を検討

○実務課題を洗い出し、具体的対応策を検討

○関係省庁・弁護士への確認を実施

3. 生保指針の位置付け



- 生命保険協会が認定個人情報保護団体となる方向で検討中
(認定団体となった場合)
 - 生保指針を個人情報保護法第43条に基づく個人情報保護指針として位置付ける
 - 生命保険協会は、生命保険会社等に対し、生保指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとるよう努める

4. 生保指針の全体構成

I. 金融機関等における個人情報の保護について

1. 個人情報の保護の必要性
2. 生命保険業における個人情報の保護の考え方
3. 指針改定に関する考え方 (1)改定の背景 (2)改定の内容とその意義

II. 取扱指針

1. 総則 (1)目的 (2)適用範囲 (3)この取扱指針の位置付け
2. 定義 (1)生命保険会社 ~ (15)個人信用情報機関
3. 取扱指針

3-1 利用目的 (1)利用目的の特定 (2)利用目的による制限 (3)利用目的の変更 (4)合併、会社の分割、分社化、営業譲渡等の場合の取扱い

3-2 機微(センシティブ)情報の取扱い

3-3 個人情報の取得

3-4 個人データの内容の正確性の確保

3-5 安全管理措置 (1)安全管理措置の内容 (2)規程等の整備

3-6 従業員の監督

3-7 委託先の監督 (1)委託先の監督 (2)代理店に対する指導・監督

3-8 第三者への提供 (1)第三者への提供 (2)オプトアウト (3)委託 (4)合併、分社化、営業譲渡等 (5)特定の者との共同利用

3-9 保有個人データの公表・開示・訂正・利用停止等

(1)保有個人データに関する事項の公表 (2)利用目的の通知 (3)保有個人データの開示 (4)保険契約に関する開示請求権者

3-10 苦情の処理

3-11 漏えい事案への対応

3-12 個人情報保護宣言の策定

⇒生保版実務指針に詳細を規定

5. 利用目的

3-1 利用目的

(1) 利用目的の特定

どのような目的で当該個人情報を利用するか、本人が一般的、合理的に予想できる程度に利用目的を明確にしなければならない。

(例)・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い

- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

各社のホームページ等において、利用目的とともに、各種商品、サービスの内容を掲載の上、当該ホームページのアドレス等を明示することが望ましい。

(2) 利用目的による制限

(3) 利用目的の変更

(4) 合併、会社の分割、分社化、営業譲渡等の場合の取扱い

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

3-2 機微(センシティブ)情報の取扱い

政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報(以下「機微(センシティブ)情報」という。)については、次の場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行わない。

- ①法令等に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ⑤源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑥相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
- ⑦保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供する場合
(適切な業務運営の例)
 - ・保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
 - ・保険商品の開発
 - ・保険事業の公正性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保
- ⑧機微(センシティブ)情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき、本人確認に用いる場合

7. 安全管理措置等

3-5 安全管理措置等

(1) 安全管理措置の内容

個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならない。

○また、医療・健康情報等の特に厳重な管理を要する個人データについては、特段の安全管理措置を講じる。

(2) 規程等の整備

3-6 従業者の監督

3-7 委託先の監督



安全管理措置等の詳細は、生保版実務指針に規定

■ 生保版実務指針は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に対応した内容とする予定

■ 生保事業の特性を踏まえた具体的措置内容とその例示を記載

＜利用・加工段階の技術的安全管理措置＞

○ 営業活動に利用する携帯端末については、本人認証、登録する個人データの暗号化等、漏えい防止のための措置を講じる

(例)

- ・ 専用鍵、パスワード等による本人認証を実施する
- ・ 一定期間使用されない場合は、自動的にロックされる等の対策を講じる
- ・ 登録情報を暗号化し、第三者がハードディスクを取り出し個人データを読み取ることを困難にする

8. 保有個人データの開示等

3-9 保有個人データの公表、開示、訂正、利用停止等

(1) 保有個人データに関する事項の公表等

(2) 利用目的の通知

(3) 保有個人データの開示

本人から、保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法により、遅滞なく開示しなければならない。

但し、開示することにより、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、その場合、その旨を本人に遅滞なく通知する。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(例)被保険者本人が病名を知らされていない場合、本人の病名等を開示することで、本人の心身状況を悪化させるおそれがある場合
- ②生命保険会社等の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

(4) 保険契約に関する開示請求権者

被保険者、保険金受取人等保険契約者以外の者から、開示の求めがなされた場合には、保険契約者本人の個人データの第三者提供とならないよう配慮しつつ、開示の求めに応じる。

(例)被保険者が契約者と別人になっている場合の被保険者に関する権利等(保険契約者名義、契約日、保険金額等)の確認の請求

9. 今後のスケジュール

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの告示

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の公表

生保指針
見直し

生保版
実務指針
策定

年内に内容確定

各社規定
の整備

実務対応

平成17年4月 法施行